

付属設備・備品等の利用料金

区	分	単位	利用料金(円) (1区分当たりの料金)	
舞 台 設 備	舞台所作台	1式	8,000	
	松竹羽目	1式	1,000	
	仮設鳥屋囲	1式	1,000	
	金屏風	1双	1,500	
	緋毛せん	1枚	200	
	上敷ござ	1枚	100	
	地がすり	1枚	1,500	
	効果用幕	1枚	800	
	音響反射板	1式	4,000	
	オーケストラ台	1式	2,000	
	平台	1台	200	
	演台(司会卓,脇台,花台含)	1式	500	
	パレエ用シート	1式	500	
効果用マシン	1台	500		
照 明 設 備	Aセット(50KWまで)	1式	10,000	
	Bセット(100KWまで)	1式	20,000	
	Cセット(150KWまで)	1式	30,000	
	Dセット(200KWまで)	1式	40,000	
	※上記以上50KW毎10,000円加算(KW)			
	パーライト	1台	250	
ハロゲンスポットライト(500W)	1台	250		
ハロゲンスポットライト(1KW)	1台	300		
ハロゲンスポットライト(1.5KW)	1台	350		
カッタースポットライト	1台	300		
クセノンピンスポットライト	1台	3,000		
ストリップライト	1台	300		
効果用スポット	1台	700		
先玉	1台	200		
舞台用フットライト	1式	500		
花道フットライト	1式	300		
ストロボ	1式	700		
ミラーボール	1台	700		

区	分	単位	利用料金(円)
音 響 設 備	マイクロフォン	1台	600
	3点吊マイクロフォン	1基	1,000
	ワイヤレスマイクロフォン	1台	1,000
	ステージスピーカー	1式	1,000
	はねかえりスピーカー	1式	1,000
	可搬型ミキサー	1式	1,000
	可搬型グラフィックイコライザー	1台	500
	可搬型エフェクター	1台	500
	MDレコーダー	1台	500
	CDプレーヤー	1台	500
楽 器	DVDプレーヤー	1台	500
	ビデオ録画(DVD録画)	1台	500
	拡声装置	1式	3,000
そ の 他	ピアノ(スタインウェイD-274)	1台	10,000
	ピアノ(ヤマハCFIII)	1台	5,000
	大太鼓	1台	500
	映写機	1台	2,000
	映写スクリーン	1枚	1,000
	プロジェクター	1台	2,000
	シャワー・浴室	1式	1,000

冷房又は暖房を利用する場合の利用料金

区	分	単位	利用料金(円)
ホール		1時間	6,000

電気器具の持ち込みをして電力を使用する場合の利用料金

区	分	利用料金(円)1区分当り利用料金
電気器具の定格消費電力の合計が1KWまでごとに		300

東御市文化会館

利用のご案内



利用の申し込み

申請者が直接ご来館ください。電話、郵送での申し込み、仮押さえはお受けできません。印鑑(団体印・代表者印)を忘れずにご持参ください。

◆受付期間

▶ ホール、楽屋及び展示室並びにホール又は展示室と併せて利用する場合のリハーサル室、練習室及び会議室については、利用日の前1年にあたる日の属する月の初日から利用日の1月前まで。ただし、専ら練習を目的に利用する場合は、利用日の前2月にあたる日の属する月の初日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)から1月前まで。

▶ リハーサル室・練習室・会議室・・・利用日の前1月にあたる日から利用日の前日まで。

◆受付時間

▶ 午前9時～午後5時30分

◆休館日

▶ 12月28日から翌年1月4日まで。
▶ 設備保守のため、臨時に休館することがあります。

◆開館時間

▶ 午前9時～午後10時まで

◆利用料金と納入方法

▶ 各施設の利用料金は別表のとおりです。
▶ ホール、展示室等の利用料金は、指定期限までに納めてください。利用料金納入後、利用許可書を発行します。

▶ リハーサル室、練習室、会議室の利用料金は、利用申し込みの際納めてください。
▶ 付属設備(備品・冷暖房)の利用料金は利用終了後に納めてください。

◆利用許可の制限及び取り消し

次の場合は、施設の利用許可はできません。
▶ 風紀または秩序を乱し、公益を害する恐れがあるとき。
▶ 施設や付属設備等をき損または汚損する恐れがあるとき。
▶ その他、管理上不相当と認められたとき。
次の場合は、すでに利用許可を受けているときでも、利用の取り消し又は停止をすることがあります。

- ◇ 文化会館の条例施行規則に違反したとき。
- ◇ 利用の許可に付した条件に違反したとき。

◆利用の譲渡等の禁止

▶ 利用許可を受けた施設や設備を、利用目的以外に利用したり、利用権を譲渡、転貸することはできません。

◆利用形態を変更する時

▶ 利用許可を受けた後、利用の形態等を変更する場合はただちに変更を申出てください。

東御市文化会館 (サンテラスホール)

<http://sun-terrace.jp>

〒389-0515 長野県東御市常田 505-1

T E L (0268) 62-3700(代)

F A X (0268) 62-3262

info@sun-terrace.jp

利用の前に

◆打合せ

- ホール・展示室を利用するときは、利用日の 15 日前までに舞台、設備、警備などについて、舞台の進行スケジュールを提出するとともに、会館職員と十分な打ち合わせを行ってください。

◆施設利用に必要な人員

- 利用者（主催者）は必ず会場責任者を置いてください。
- 入場者の整理や案内、放送、もぎり、接待、駐車場の整理などに必要な人員は、利用者が手配してください。さらに、事故等の発生に備え、観客の避難誘導、緊急連絡、緊急措置について会館職員と打合せをしてください。

◆専門技術者

- 催し物によっては舞台、照明、音響の専門技術者を利用者に用意していただくことがあります。事前に細部にわたり会館職員と打合せをしてください。

利用にあたって

利用後は後片付けをきちんと行い、ゴミはお持ち帰りください。

◆利用当日の手続き

- 利用当日、利用者は必ず利用許可書を会館事務室へ提出し、会館職員の指示に従ってください。

◆利用時間

- 許可された利用時間には、搬入から搬出・後片付けまでの時間を含みますので時間内にすべてを終了するようにしてください。

◆ホール等での飲食、喫煙の禁止

- ホール・展示室・リハーサル室・練習室での飲食、並びに会館内での喫煙は固くお断りします。

◆収容人員の厳守

- ホールでの催し物について、消防法上、収容定員（757 名）を超えて入場することはできません。

◆舞台の利用

- 舞台、照明、音響などの設備、備品の利用、操作については、会館職員の指示に従ってください。

◆湯茶の利用

- 湯飲み茶碗、急須、ポット等は備えてありますが、お茶は利用者が用意してください。

◆広 告

- ポスター、チラシ、入場券等には、責任の所在をはっきりさせるため、利用の許可を受けた人を主催者として明記してください。

◆楽屋の利用

- 盗難防止のため、空き部屋にするときには、必ず施錠してください。楽屋等での盗難等については、会館では一切責任を負いません。

◆展示室の利用

- 展示品の搬入、搬出は利用時間内に済むように計画してください。

利用の取りやめ

いったん納めていただいた利用料金は、利用者の都合で取り消してもお返しできません。ただし、利用日前に取り消しを申し出て認められたときは、利用料金の一定額をお返しします。

- （ア） 利用者の責任によらない理由で利用できなくなったとき
 - ・・・100 分の 100
- （イ） ホール、楽屋及び展示室並びにホール又は展示室とあわせて利用する場合のリハーサル室、練習室及び会議室
 - ◆ 利用日前 6 月までに利用申し込みを取り消したとき
 - ・・・100 分の 75
 - ◆ 利用日前 1 月までに利用申し込みを取り消したとき
 - ・・・100 分の 50
- （ウ） リハーサル室・練習室及び会議室
 - ◆ 利用日前 7 日までに利用申し込みを取り消したとき
 - ・・・100 分の 50
- （エ） （ア）（イ）（ウ）以外で、特別の理由があるとき
 - ・・・市長がその都度定める率

◆関係官庁等への届け出

- 催物の内容によっては、官庁等への届け出が必要です。この場合、あらかじめ次のところへ届け出てください。

- ・上田警察署東御交番
〒389-0515 長野県東御市常田 712 電話（0268）62-0104
- ・東御消防署（火気の使用）
〒386-0517 長野県東御市県 268-1 電話（0268）62-0119
- ・著作権 社団法人日本音楽著作権協会
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-7-5（048）643-5461

◆利用者側で用意するもの

- ホール以外の施設利用の場合を含めて、接待用のお茶や事務用品（紙、ペン、テープ、画鋏等）等は、利用者が用意してください。ただし、利用する場所によっては事務用品に制限がありますので事前に会館職員と打ち合わせをしてください。

<p>▶ 展示パネル、台、机、照明、冷暖房等を利用するときは、事前に利用申請をしてください。</p> <p>▶ 利用時間内の展示品の管理は利用者の責任で行ってください。</p> <p>▶ 利用時間外の会館の善良な管理のもとでの事故等については、会館では一切責任を負いません。</p>

◆リハーサル室の利用

- ▶ リハーサル室では、土足（下足）の利用をお断りします。
- ▶ 室内のピアノ、音響機材を利用するときには事前に申し出てください。
- ▶ ピアノ等、備品の移動は固くお断りします。
- ▶ 更衣室のロッカーは私物化しないようお願いします。また、忘れ物のないようにお願いします。

◆練習室の利用

- ▶ 室内のピアノ、音響機材を利用するときには事前に申し出てください。
- ▶ ピアノ等、備品の移動は固くお断りします。

◆守って頂くこと

利用者は次のことを守っていただくとともに、入場者にも守っていただくよう徹底してください。

- ▶ 利用を許可されていない施設等を利用したり、立ち入ったりしないこと。危険、不潔な物品または動物を持ち込まないこと。（ただし、盲導犬、介助犬等はこの限りではありません）
- ▶ 許可なく火気を利用または特別の設備、装飾をしないこと。
- ▶ 入場者の安全確保の策を講じること。
- ▶ 所定の場所以外での飲食又は喫煙をしないこと。
- ▶ 許可なく物品の販売又は飲食物の販売・提供をしないこと（寄付金の募集はできません）。
- ▶ 騒音や怒声等を発し、または暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をさせないこと。
- ▶ 利用時間には、準備や片付けの時間も含まます。

利用料金表

区 分		利 用 料 金						
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	
ホ	入場料を徴収しないで利用する場合	平 日	14,000 円	21,000 円	26,000 円	35,000 円	47,000 円	61,000 円
		(土・日)及び休日	16,000	25,000	30,000	41,000	55,000	71,000
	1,000 円以下の入場料を徴収して利用する場合	平 日	18,000	28,000	33,000	46,000	61,000	79,000
		(土・日)及び休日	21,000	33,000	38,000	54,000	71,000	92,000
ル	1,000 円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収して利用する場合	平 日	24,000	36,000	43,000	60,000	79,000	103,000
		(土・日)及び休日	27,000	41,000	48,000	68,000	89,000	116,000
	3,000 円を超える入場料を徴収して利用する場合	平 日	28,000	43,000	52,000	71,000	95,000	123,000
		(土・日)及び休日	32,000	49,000	58,000	81,000	107,000	139,000
楽屋 1、楽屋 2、楽屋 3（各部屋）			500	600	700	1,100	1,300	1,800
楽 屋 4			800	900	1,000	1,700	1,900	2,700
リ ハ ー サ ル 室			1,500	1,800	2,000	3,300	3,800	5,300
練 習 室			1,300	1,600	1,800	2,900	3,400	4,700
各 会 議 室			1,000	1,200	1,400	2,200	2,600	3,600
展 示 室			3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する休日を除く)をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会議整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に二項目以上の区分がある場合は、そのもっとも高い額を入場料として、この表を適用する。
- ホールを「入場料を徴収しないで営業のために利用する」場合の利用料金の額は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の 100 分の 160 に相当する額とし、ホール以外を営業に利用する場合の利用料金の額は、この表に区分に従い、当該区分に定める額の 100 分の 300 に相当する額とする。

利用料金の減免率(別表)

利用 者 区 分	ホ ー ル 等 利 用 料 金 の 減 免 率				付属設備・備品等を利用する場合の利用料金の減免率	冷・暖房を利用する場合の利用料金の減免率
	ホール及び楽屋	リハーサル室及び練習室	展 示 室	会 議 室		
東御市、東御市教育委員会、東御市公民館の主権	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 100	100 分の 100
東御市内の社会教育関係団体、社会福祉団体、文化協会加盟団体、体育協会加盟団体、その他公共的団体（収益事業を行う団体を除く。）	100 分の 80	100 分の 100	※100分の 100	100 分の 100	通常料金	通常料金
東御市内に住所を有する者（営業のために利用する場合を除く。）	通常料金	通常料金	※100分の 100	通常料金	通常料金	通常料金
東御市内の事業所（営業のために利用する場合を除く。）	100 分の 50	通常料金	※100分の 100	通常料金	通常料金	通常料金
上記のほか市長が特に必要があると認めるとき	その都度定める	その都度定める	その都度定める	その都度定める	その都度定める	その都度定める

※展示目的に利用する場合に限る